

欠席等の手続きについて（本科 紙での公認欠席願申請・専攻科）

- 1.欠席、遅刻、早退、欠課するときは、必ず事前に「さくら連絡網」を利用して連絡してください。（～8：50）
- 2.引き続き7日以上欠席する場合は、学生課の証明書自動発行機より「長期欠席届」を発行し（要学生証）、学生課に提出してください。
- 3.公認欠席の許可を受けようとする場合は、申請手続きが必要です。学生課の証明書自動発行機より「公認欠席願」を発行し（要学生証）、下記の表を確認して学生課に提出してください。
- 下記の表の1～4、9、10番の事由に該当する場合は、欠席した翌日から起算して7日以内（土日、祝日、休業日を含む）に提出してください。
- ※2日以上公認欠席する場合は、公認欠席期間最終日の翌日から起算して7日以内（土日、祝日、休業日を含む）
- ※学校感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）に罹患し、公認欠席する場合は、出席停止期間最終日の翌日から起算して7日以内（土日、祝日、休業日を含む）
- 下記の表の5～8番の事由に該当する場合は、**事前**に提出してください。

申請期日を過ぎたものは、原則として受け付けられません。

期限内に申請できない特別な事情がある場合は、期限内に学生課へ申し出てください。

- 4.「公認欠席願」「長期欠席届」は、鉛筆や消せるボールペン、修正テープは使用不可です（修正があった場合は、修正箇所にも二重線を引き訂正してください）。

記

番 号	欠席（遅刻・早退・欠課）事由	必要な書類	必要な教員印 またはサイン （）内は専攻科	提出期限	公 欠		
1	学校感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等） ※医療機関や保健所から出席停止の診断がでた場合 ※医療機関から出席停止期間の指示がなかった場合の登校禁止（公欠）期間 ・インフルエンザ →発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ・新型コロナウイルス感染症 →発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	①公認欠席願②診断書・診療明細書（領収書）と検査結果・学校感染症証明書等 ※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合は、医療機関発行のもので、氏名と受診日が記載されている書類 ①診断書 ②診療明細書（領収書）と感染（陽性）が確認出来るもの（検査結果・検査キットの画像を印刷したもの） ③学校感染症証明書（HP・Teams・学生課窓口のいずれかから様式を取得して病院に証明してもらったもの） ①②③のいずれか1つを提出してください。 インフルエンザの場合は、インフルエンザと確認できる薬の袋や処方箋の提出でも可能です。 ※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の検査をした場合は、陰性であっても検査結果が確認できる書類を提出すれば、 検査日のみ公欠 となります。 ※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症の場合は、診断書が学校感染症証明書を提出してください。	学級担任 （指導教員）	出席停止期間最終日の翌日から起算して 7日以内 （土日、祝日、休業日を含む）	○		
2	父母および近親者の喪に服するための忌引 （父母7日・祖父母、兄弟姉妹3日・曾祖父母、伯叔父母1日）	①公認欠席願（保護者等の署名が必要）を提出してください。		欠席した翌日から起算して 7日以内 （土日、祝日、休業日を含む）			
3	風水害・地震または火災等の不測の災害	①公認欠席願②罹災証明書を提出してください。					
4	通常の経路及び方法により通学するための交通機関または交通路の事故や災害等 ※遅延・運休→運転再開時刻から登校しても授業開始時間に間に合わない場合は、手続きをすることで公欠となります。最終授業開始時間に間に合う場合は、登校してください。	【列車の場合】①公認欠席願② 定期券のコピー を提出してください。 ※Web遅延証明書は認められません。 【バスの場合】①公認欠席願②署名した 遅延証明書 を提出してください。 ※遅延証明書に署名がない場合は認められません。					
5	部活動で対外試合等の学校外で行われる活動への参加	①公認欠席願②対抗競技参加願/活動許可願を 学生課学生係へ提出 してください。 ※クラブ代表が取りまとめて提出してください。	学級担任 クラブ 指導教員	事前			
6	就職試験等	①公認欠席願（企業名等を記載）②実施日がわかる企業からの案内（メール）等を提出してください。	学級担任・就職担当教員・学科長 （指導教員・専攻主任・副主任）				
7	大学編入試験・大学院入試	①公認欠席願（大学名を記載）②試験日がわかる募集要項等を提出してください。	学級担任・学科長 （指導教員・専攻主任・副主任）				
8	指導教員が認めた学会発表※専攻科のみ	①公認欠席願②学会のプログラム・学会発表の要旨等を提出してください。	（指導教員・専攻主任・副主任）				
9	学校管理下における負傷等 部活動・登下校中・授業中・その他	①公認欠席願②医師の診断書または医療機関発行のもので、氏名と受診日が記載されている書類（診断書、診療明細書のいずれか）を提出してください。 ※保健室へ「災害発生届」を提出してください。	学級担任 （指導教員） クラブ 指導教員	欠席した翌日から起算して 7日以内 （土日、祝日、休業日を含む）			
10	【雨天時のみ列車で登校している学生対象】 悪天候・災害時での列車運休（遅延） ※遅延・運休→運転再開時刻から登校しても授業開始時間に間に合わない場合は、手続きをすることで公欠となります。最終授業開始時間に間に合う場合は、登校してください。	①公認欠席願（その他の欄に「悪天候（災害）により列車が運休（遅延）していたため」と記載） ②悪天候・災害時の列車運休（遅延）に伴う欠課届（学生課窓口にて様式を取得して記入し、保護者等が署名したもの）を提出してください。	学級担任（指導教員）				
11	宇部市以外の居住する市町村に、暴風（雪）警報大雨・氾濫警報等「宇部高専における休講措置対応」において休講措置の対象となる気象警報等が発表・発令	①公認欠席願（その他の欄に「居住する○○市に○○が発表（発令）されていたため」と記載）を提出してください。					
12	引き続き7日以上欠席する場合	①長期欠席届②医師の診断書（入院の場合は、入院期間が確認できるもの） ※事由が上記公欠に該当する場合は、「公認欠席願」等必要な書類を併せて提出してください。		登校可能になってから、 7日以内 （土日、祝日、休業日を含む）	△		